

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年3月11日 07時00分ごろ
発生場所	東京都葛飾区上平井橋南東方（中川左岸） 新小岩四等三角点から真方位198°990m付近 （概位 北緯35°43.2′ 東経139°50.8′）
事故の概要	作業船第七青砥丸は、クレーン台船から離れた際、クレーン台船の錨鎖に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年3月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第七青砥丸、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	252-13139東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船底部外板に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、中川左岸に‘錨を投入して接岸していたクレーン台船’（以下「本件台船」という。）から離れた際、船長が、左舷側からゴツという音を聞いたので音がした方を見たところ、本件台船から伸びている錨鎖を認め、水面下の錨鎖に乗り揚げたと思ったが、目的地が近いので戻ってから点検することとし、航行を続けた。</p> <p>船長は、しばらくして機関室から水しぶきが上がってきたので、機関室を確認したところ、浸水を認めた。</p>
分析	本船は、本件台船から離れた際、船長が、見張りを適切に行っていなかったことから、水面上に出ている本件台船の錨鎖に気付かず、水面下の錨鎖に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件台船から離れた際、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、水面上に出ている本件台船の錨鎖に気付かず、水面下の錨鎖に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。